

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

日向市実行委員会 第1回宿泊衛生専門委員会



日時 令和7年1月9日(木) 14時

会場 日向市役所4階 委員会室

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 第1回宿泊衛生専門委員会
次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 事務局紹介

4 議 事

(1) 報告事項

・ 報告第1号	宿泊衛生専門委員会委員の変更等	…………… P 1
・ 報告第2号	日向市準備委員会第2回総会における審議決定事項	…………… P 2
・ 報告第3号	日向市実行委員会第1回総会における審議決定事項	…………… P 7
・ 報告第4号	先催県の視察概要	…………… P 11

(2) 審議事項

・ 議案第1号	日向市宿泊基本計画(案)	…………… P 16
・ 議案第2号	日向市医事衛生基本計画(案)	…………… P 17
・ 議案第3号	日向市医療救護要項(案)	…………… P 18
・ 議案第4号	日向市防疫対策要項(案)	…………… P 20
・ 議案第5号	日向市食品衛生対策要項(案)	…………… P 21
・ 議案第6号	日向市環境衛生対策要項(案)	…………… P 23

5 その他

6 閉 会

《参考》

[資料1]	宿泊衛生専門委員会委員名簿	…………… P 25
[資料2]	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	…………… P 26
[資料3]	日向市開催競技及び施設	…………… P 29
[資料4]	日向市開催基本方針	…………… P 30
[資料5]	日向市開催推進総合計画	…………… P 31
[資料6]	日向市実行委員会推進体制	…………… P 35
[資料7]	日向市実行委員会会則	…………… P 36
[資料8]	日向市実行委員会専門委員会規程	…………… P 40

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会委員の変更等

(1) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会会則第13条に基づき、宿泊衛生専門委員会の委員を変更しましたので報告します。

(順不同・敬称略)

所属団体等	新任者	前任者
一般社団法人日向市東臼杵郡医師会 事務局長	大石 真一	國延 明夫
日向市市民環境部環境政策課 課長	渡部 憲二	
日向市健康長寿部健康増進課 課長	治田 健吾	
日向市商工観光部観光交流課 課長	寺田 雅彦	

(2) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会専門委員会規程第3条及び第4条に基づき、宿泊衛生専門委員会の役員を選定しましたので報告します。

(順不同・敬称略)

役員名	所属団体等	氏名
委員長	一般社団法人日向市観光協会 専務理事	山本 達雄
副委員長	宮崎県日向保健所 衛生環境課長	林田 哲也
	日向市健康長寿部健康増進課 課長	治田 健吾

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会第2回総会における審議決定事項

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会第2回総会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

- 1 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会
令和5年度事業報告
- 2 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会
令和5年度収支決算
- 3 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の設置

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会 令和5年度事業報告

1 会議の開催

(1) 総会

- ・設立発起人会（令和5年8月8日）
- ・設立総会及び第1回総会（令和5年11月14日）

(2) 常任委員会

- ・第1回常任委員会（令和5年11月14日）

(3) 専門委員会

- ・第1回専門委員会〔合同会議〕（令和6年3月12日）

2 開催準備業務の推進

(1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進 総合計画の策定

(2) 広報啓発活動

- ・「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」啓発物作成及び配布

(3) 各種調査業務

- ・県競技団体等と連絡調整のもと県準備委員会が行う各種調査への回答を作成
競技用具整備計画調査、練習会場調査、競技補助員編成調査、
競技別リハーサル大会開催意向調査、競技会会期調査 他

3 先催地の調査研究

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察調査

- ・ビーチバレーボール（大崎町：令和5年9月）
- ・ソフトボール（南九州市、指宿市：令和5年10月）
- ・バスケットボール（いちき串木野市、薩摩川内市：令和5年10月）
- ・軟式野球（鹿児島市、薩摩川内市、日置市：令和5年10月）
- ・グラウンドソフトボール（指宿市：令和5年10月）

(2) 燃ゆる感動かごしま国体事業概要説明会への出席

- ・大崎町事業概要説明会（令和5年12月）
- ・指宿市及び南九州市合同事業概要説明会（令和5年12月）
- ・いちき串木野市、薩摩川内市及び始良市合同事業概要説明会（令和5年12月）

(3) SAGA2024国スポ・全障スポ競技別リハーサル大会の視察調査

- ・ビーチバレーボール（伊万里市：令和5年7月）
- ・ソフトボール（白石町、太良町：令和5年9月）
- ・バスケットボール（唐津市：令和6年3月）

4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- ・市町村担当国会議（令和5年5月、11月）
- ・宮崎県準備委員会総会（令和5年7月）
- ・バスケットボール競技中央競技団体正規視察（令和6年1月）
※正規視察事前協議（令和5年9月、11月、令和6年1月）
- ・用具整備計画調査県ヒアリング（令和5年12月、令和6年2月）
- ・企業協賛市町村担当者説明会（令和6年3月）
- ・競技団体及び共催市町との競技会会期及び競技会場等に係る調整 など

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和5年度収支決算

【収入】 (単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	現計 予算額	決算額	備考
市負担金	833,000		833,000	833,000	日向市負担金
諸収入	1,000		1,000	1	預金利息
合計	834,000	0	834,000	833,001	

【支出】 (単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	現計 予算額	決算額	備考
総務費	500,000	0	500,000	100,193	
会議費	330,000		330,000	84,485	消耗品費、食糧費、手数料
事務局費	170,000		170,000	15,708	消耗品費、備品購入費
開催推進費	334,000	0	334,000	99,000	
広報啓発費	334,000		334,000	99,000	啓発グッズ製作費
合計	834,000	0	834,000	199,193	

【収入額】 833,001円 — 【支出額】 199,193円 = 【差引額】 633,808円

(差引額については次年度へ繰越)

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の設置

1 趣旨

令和6年7月17日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、宮崎県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2027年（令和9年）の開催が決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

2 実行委員会設置の概要

(1) 名称

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会

(2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会及び専門委員会は、実行委員会に引き継ぐものとする。

(3) 役員等

役員、委員、顧問、参与及び専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与及び専門委員を充てるものとする。

3 会則等の改正

(1) 組織名称の変更に伴い、準備委員会の会則等を改正する。

(2) これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規程のうち、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に読み替え、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

【参考：国民スポーツ大会開催基準要項】

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

(2)～(5) [略]

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会第1回総会における審議決定事項

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会第1回総会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

- 1 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度事業計画
- 2 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度収支予算

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度事業計画

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
 - ①総務企画専門委員会
 - ②競技式典専門委員会
 - ③宿泊衛生専門委員会
 - ④輸送交通専門委員会
- (4) 庁内推進会議

2 開催準備業務の推進

- (1) 各種基本計画及び要項等の策定
 - ①総務企画
広報基本計画、市民運動基本計画、観光・おもてなし基本計画 他
 - ②競技式典
競技運営基本計画、競技用具整備計画、競技会係員・補助員編成計画、
リハ大会開催基本計画、式典基本計画、施設整備基本計画 他
 - ③宿泊衛生
宿泊基本計画、医事衛生基本計画 他
 - ④輸送交通
輸送交通基本計画、消防防災・警備基本計画 他
- (2) 広報啓発活動
 - ①啓発イベントの開催・・・・・・・・開催決定記念講演会（11月予定）
 - ②広報啓発物品の作製及び配布
 - ③各種大会及びイベントでのPR活動
- (3) 各種調査業務
 - ①競技会会期最終調査
 - ②競技用具整備計画（第3次）調査
 - ③競技別リハーサル大会運営経費（第2次）調査
 - ④競技会運営経費（第1次）調査
 - ⑤自衛隊協力要請意向調査 他

3 先催地の調査研究

(1) SAGA2024 国スポ・全障スポ大会の視察調査

- ①ビーチバレーボール [伊万里市：9/14～17]
- ②バスケットボール [唐津市：10/10～14]
- ③軟式野球 [唐津市 他：10/11～14]
- ④ソフトボール [太良町 他：10/12～14]
- ⑤グランドソフトボール（身体） [白石町 10/26～27]

(2) わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ競技別リハーサル大会の視察調査

- ①ソフトボール [草津市 他：9/14～16]
- ②バスケットボール [草津市：10/19～20]
- ③軟式野球 [草津市 他：11/1～4]

(3) 開催競技事業概要説明会 [佐賀県各市町]

4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県実行委員会との連絡調整
- (2) 県競技団体及び共催市町等との連絡調整

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会

令和6年度収支予算

【収入】

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 市負担金	3,700,000	日向市負担金
2 諸収入	192	預金利息等
3 繰越金	633,808	令和5年度繰越金
合 計	4,334,000	

【支出】

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 総務費	534,000	
(1) 会議費	300,000	総会開催経費、消耗品費等
(2) 事務局費	234,000	消耗品費、通信運搬費等
2 開催推進費	3,800,000	
(1) 広報啓発費	2,400,000	啓発イベント開催費、専用HP制作費等
(2) 調査研究費	1,400,000	先催地視察調査費等
合 計	4,334,000	

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
わたSHIGA輝く国スポリハーサル大会

宿泊衛生専門委員会 視察報告



食品衛生・弁当調達



【ソフトボール】(太良町)
弁当引換所の様子



【ソフトボール】(太良町)
幹旋弁当



【グランドソフトボール】(白石町)
幹旋弁当



【バスケットボール】(唐津市)
幹旋弁当パッケージ



【バスケットボール】(唐津市)
幹旋弁当



【バスケットボール】(唐津市)
弁当引換所と奥に冷蔵庫

環境衛生



【ソフトボール】(みやき町)
救護用品①



【ソフトボール】(みやき町)
救護用品②



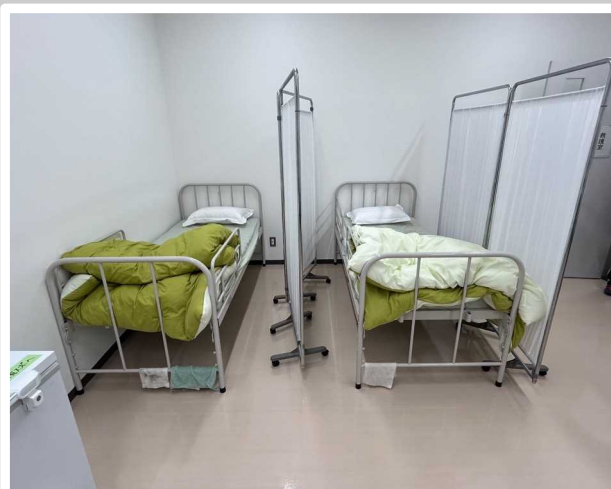
【ソフトボール】(みやき町)
救護用品③



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
喫煙所の様子



【ソフトボール】(草津市リハ大会)
救護室内の様子①



【ソフトボール】(草津市リハ大会)
救護室内の様子②

環境衛生



【ソフトボール】(太良町)
会場内設置のゴミ箱



【ソフトボール】(太良町)
環境美化本部の様子



【ソフトボール】(太良町)
仮設トイレ内部



【グランドソフトボール】(白石町障スポ)
仮設トイレ



【グランドソフトボール】(白石町障スポ)
補助犬用トイレ:建物左

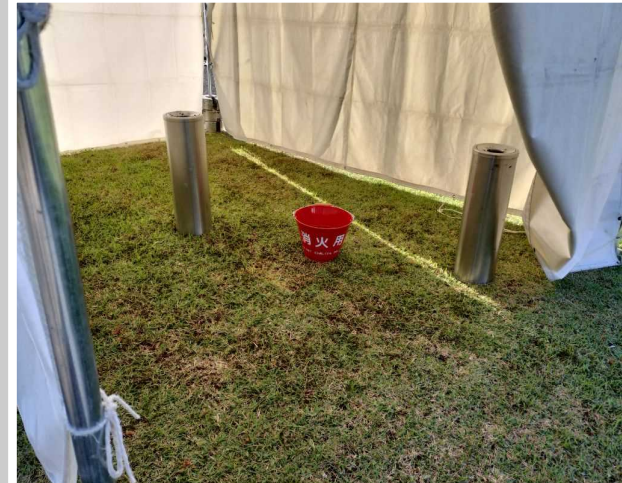
環境衛生



15 【ビーチバレーボール】(伊万里市)
環境衛生本部



【軟式野球】(伊万里市)
多目的トイレ



【軟式野球】(伊万里市)
喫煙所内部の様子



【ソフトボール】(守山市リハ大会)
選手・関係者用仮設トイレ



【ソフトボール】(守山市リハ大会)
ゴミステーション内部

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市宿泊基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者(以下「大会参加者等」という。)の宿泊について、「日向市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

- ① 大会参加者等の宿舎は、原則として市内の旅館等(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- ② 市内の旅館等だけで大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ③ 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

(2) 配宿

- ① 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ③ 役員、視察員、報道員その他関係者の宿舎は、原則として、選手・監督の旅館等とは別にする。
- ④ 大会参加者等を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者等に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、本市の多彩で新鮮な食材を使った郷土色豊かなものを提供する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市医事衛生基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関、関係団体（以下「関係団体等」という。）の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制の確立を図る。

2 内容

（1）医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者等の感染症の発生及び蔓延を防止するため、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

（3）食品衛生

大会参加者等に対する食の安全・安心を確保するため、関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、食中毒の発生予防に努める。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍及び競技会場等の衛生対策、廃棄物の適正処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、救護活動及び競技運営に支障のないよう、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を配置する。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急措置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動要請を行い、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動要請を行い、必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

（3）宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に

応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。なお、この場合には必ずチーム関係者等を同行させるものとする。

(4) 市実行委員会主催の大会関連イベント等における医療救護

市実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

7 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市及び宮崎県内での流行状況を常に監視するとともに、大会参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1）本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要項を準用する。

（2）この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

（2）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（3）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

① 対象者

- ア 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- イ 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- ウ 競技会場において食品を提供する売店の従事者
- エ その他市実行委員会が必要と認めた者

② 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

（4）食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、この要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、関係団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関、関係団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄や空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

① 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

② 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、この要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会委員名簿

令和7年1月現在
 (敬称略・順不同)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
医療・福祉	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会	事務局長	大石 真一	
	日向市・東臼杵郡歯科医師会	常務理事	小林 桂一郎	
	一般社団法人日向市・東臼杵郡薬剤師会	副会長	日高 篤子	
	公益社団法人宮崎県看護協会	日向・東臼杵地区理事	富山 由美	
国・県関係	宮崎県日向保健所	衛生環境課長	林田 哲也	○
宿泊・観光・衛生	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合日向支部	支部長代理	長友 宏哲	
	一般社団法人日向市観光協会	専務理事	山本 達雄	◎
	公益社団法人宮崎県栄養士会	理事	新名 巳枝	
	日向地区食品衛生協会	会長	黒木 廣伸	
	日向市食生活改善推進協議会	会長	御手洗 希世子	
市関係	日向市市民環境部 環境政策課	課長	渡部 憲二	
	日向市健康長寿部 健康増進課	課長	治田 健吾	○
	日向市商工観光部 観光交流課	課長	寺田 雅彦	

【備考欄の◎は委員長、○は副委員長】

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツの精神を高揚して、国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とした、国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、障がい者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした、障がい者スポーツの全国的な祭典です。

2 開催年、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

開催年：令和9年（2027年）

大会名称：第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

愛称：日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
つむ

スローガン：紡ぐ感動 神話となれ

マスコット：みやざき犬



紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

3 主催

【国民スポーツ大会】

大会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各競技会：日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

【全国障害者スポーツ大会】

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
市町村、その他の関係団体

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

開催時期：令和9年9月26日(日)～10月6日(水)

開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

開催時期：令和9年10月23日(土)～25日(月)

開催期間：3日間

5 実施競技

【国民スポーツ大会】

○正式競技（37 競技）

①毎年実施競技（36 競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	柔剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

② 隔年実施競技（2 競技のうち1 競技を実施）

ボクシング、クレー射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

○特別競技（1 競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

○公開競技（7 競技）

綱引き	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

○デモンストレーションスポーツ（デモスポ）

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技、特別競技、公開競技以外のもので、主に県内居住者を対象とし、誰もが参加することのできる競技・レクリエーション

(※大会ごとに種目を決定)

例：ラジオ体操、少林寺拳法、ウォーキング、サーフィン等

【全国障害者スポーツ大会】

○正式競技（14 競技）

個人競技（7 競技）

陸上競技[身・知]	水泳[身・知]	アーチェリー[身]
卓球[身・知・精]	フライングディスク[身・知]	ボウリング[知]
ボッチャ[身]		

団体競技（7 競技）

バスケットボール[知]	車いすバスケットボール[身]	ソフトボール[知]
ブライトベースボール[身]	フットソフトボール[知]	バレーボール[身・知・精]
サッカー[知]		

○オープン競技

広く障がい者スポーツを普及する観点から有効と認められる競技

(※大会ごとに種目を決定)

例 スポーツウェルネス吹矢、電動車椅子サッカー、ふうせんバレーボール

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし、開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施されるプログラム



7 先催大会での参加者数

(県全体：延べ人数)

	国民スポーツ大会 (第 77 回かごしま特別国体実績)	全国障害者スポーツ大会 (第 22 回かごしま特別大会実績)
選手・監督	85,462人	22,745人
大会関係者	119,511人	39,668人
観覧者	443,203人	22,096人
合計	648,176人	84,509人

日向市開催競技及び施設

1 国民スポーツ大会

競技種目		種別	開催施設	延参加者数 (見込)
正式 競技	バレーボール (ビーチバレーボール) 	少年男子 少年女子	お倉ヶ浜海岸特設 会場	5,400 人
	バスケットボール 	少年男子 少年女子	日向市総合体育館、 宮崎県立日向高等 学校体育館	14,800 人
	軟式野球 	成年男子	お倉ヶ浜総合公園 野球場	2,200 人
	ソフトボール 	少年男子 少年女子	お倉ヶ浜総合公園 野球場、運動広場、 第2多目的広場	5,900 人
デ モ ス ポ	サーフィン 		お倉ヶ浜海水浴場	500 人
国民スポーツ大会 延べ参加者数見込				28,800 人

※ 延参加者数（選手・監督、大会関係者、観覧者）は先催県の状況を参考に作成

2 全国障害者スポーツ大会

競技種目		種別	開催施設	延参加者数 (見込)
正式 競技	ブラインドベースボール 	身体	お倉ヶ浜総合公園 運動広場	1,100 人

※ 延参加者数（選手・監督、大会関係者、観覧者）は先催県の状況を参考に作成

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催基本方針

1 基本方針

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会を開催するにあたり、本市が目指す「海・山・人がつながり笑顔で暮らせる元気なまち」の実現に向け、市民の総力を結集し、おもてなしの心をもって全国から参加する選手や関係者のみなさんに最高の舞台を提供するとともに、市民に感動をもたらす大会運営を目指します。

また、大会を契機とし、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツをとおした市民の健康増進や生きがいづくりにつなげるとともに、誰もが互いに尊重し、支えあって生きていける社会づくりを目指す大会として開催します。

2 実施目標

(1) オール日向で市民の力を結集し、夢と希望を与えられる大会

市民が、国スポ・障スポ大会開催という目標を共有し、相互の連帯感や郷土意識を高め、その総力を結集して大会の運営をサポートすることによって、全国から参加する選手や関係者のみなさんに提供する最高の舞台をオール日向で創り上げ、市民に夢と希望を与えられる大会を目指します。

(2) 生涯スポーツの推進につなげる大会

国スポ・障スポ大会の開催を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、年齢、性別、障がいのあるなしに関わらず、すべての人がスポーツを「する」、「見る」、「支える」といったそれぞれの立場で日常的にスポーツに親しみ、生きがいづくりにつなげられるよう新しいスポーツ文化の定着につなげる大会を目指します。

(3) 日向市の魅力を全国に発信する大会

本市を訪れるすべての方々を心のこもったおもてなしでお迎えし、歴史と文化、風光明媚な海や山に恵まれるなど本市のもつ多彩な魅力を十分に感じてもらいながら、本市のキャッチフレーズである「リラックスタウン日向」としての魅力を全国に発信する大会を目指します。

(4) 共に支え合う社会づくりに貢献する大会

市民が世代や組織、障がいのあるなしに関わらず連携・協働することにより、地域住民との結びつきを強め、誰もが互いに尊重し、支えあって生きていける社会づくりに貢献する大会を目指します。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進総合計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「宮崎国スポ・障スポ」という。）を成功に導くため、日向市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が日向市に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

宮崎国スポ・障スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民運動

市民一人ひとりが宮崎国スポ・障スポ開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の日向市の発展につなげる。

（5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思ってもらえるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日向市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

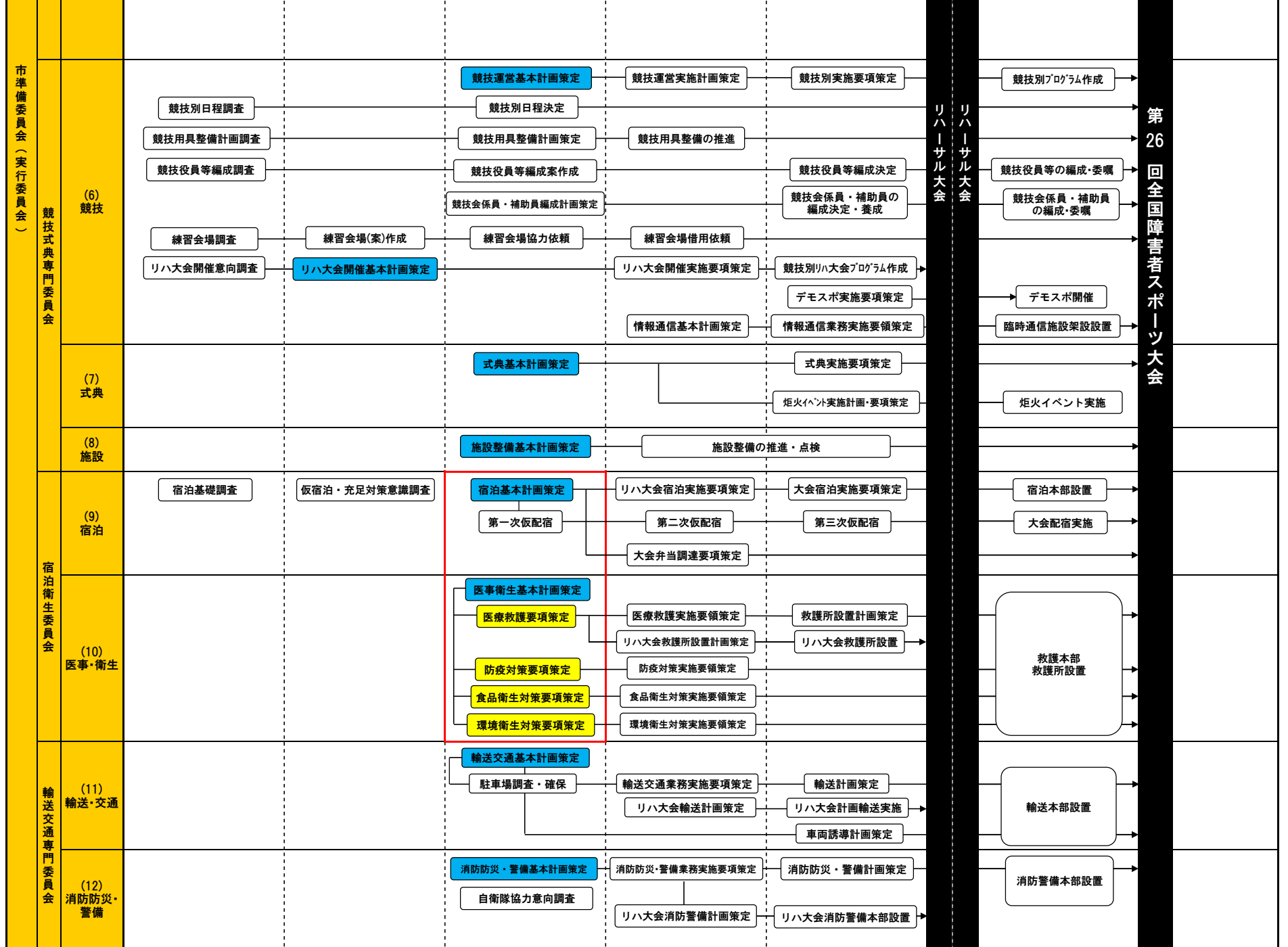
また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年	
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	
組織 総務企画専門委員会 (1) 総務企画 (2) 財務 (3) 広報 (4) 市民運動 (5) 観光・おもてなし	大会開催内定	国スポ・障スポ大会準備室設置 設立発起人会開催 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	日スポ協・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組				
			庁内推進本部設置	リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置		
	県との連絡調整	開催推進総合計画策定	企業協賛取扱要項策定	リハ大会経費検討	リハ大会予算編成	大会経費予算編成	
	全体会期調査	大会経費調査検討					
					識別用品整備要項策定	リハ大会識別用品整備	大会識別用品整備
					遺失物・拾得物取扱要項策定	リハ大会遺失物・拾得物取扱実施	大会遺失物・拾得物取扱実施
				保険加入要項策定	リハ大会保険加入	大会保険加入	
			広報基本計画策定・広報活動	ホームページ(SNS含む)開設・運営		大会報告書作成	大会報告書配付
			市民運動基本計画策定	市民運動の推進			
			ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・研修		ボランティア募集・研修・配置	
			ボランティア募集等の検討	ボランティアマニュアル策定	リハ大会ボランティア配置		
				リハ大会ボランティア業務計画策定	大会ボランティア業務計画策定		
			観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項策定		歓迎装飾・ガイドブック作成等	
				案内所・休憩所等設置運営要項策定	リハ大会案内所・休憩所等設置	大会案内所・休憩所等設置	
				売店設置運営要項策定	リハ大会売店設置	大会売店設置	

第26回全国障害者スポーツ大会
第81回国民スポーツ大会

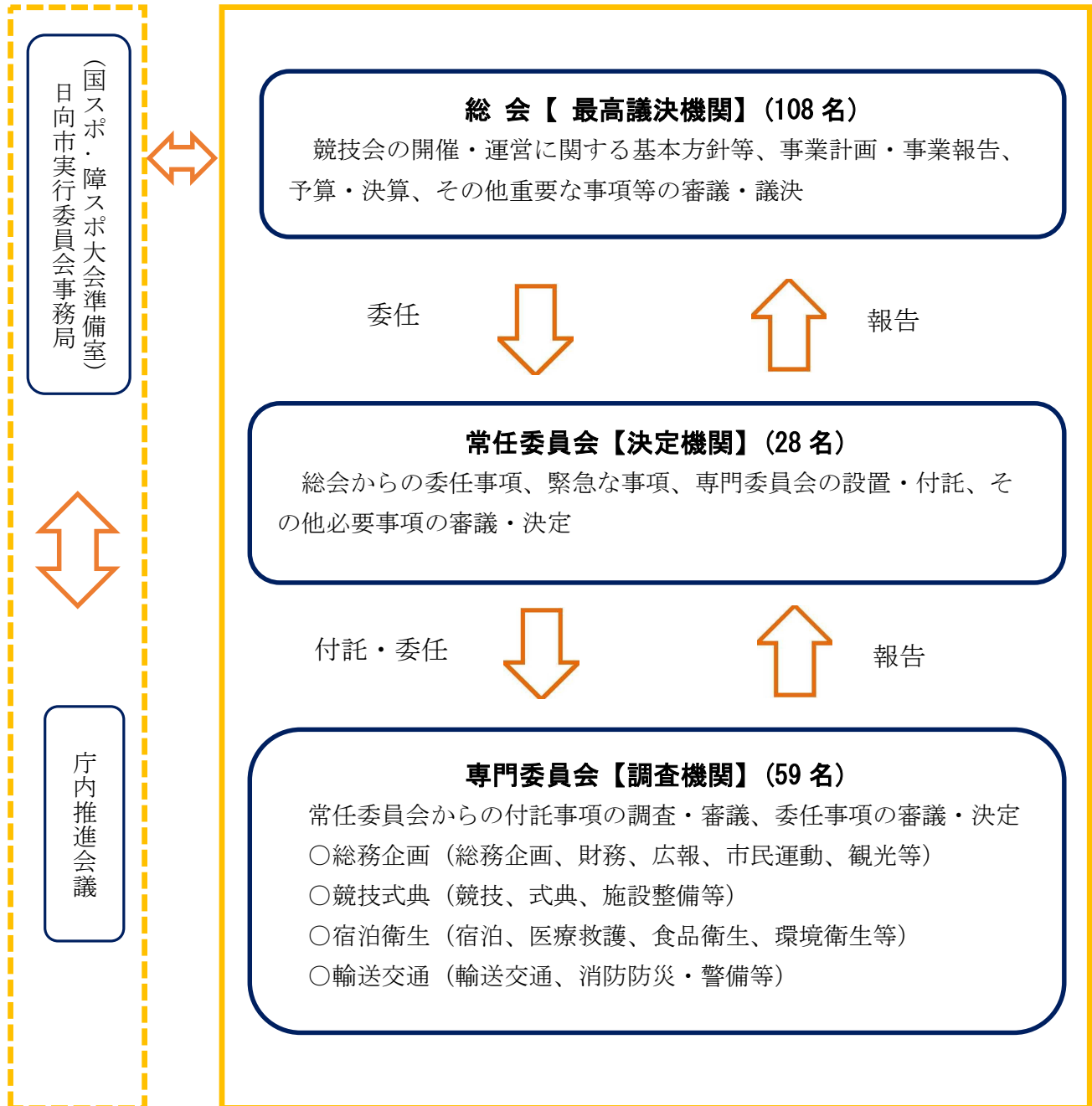
第81回国民スポーツ大会



第26回全国障害者スポーツ大会

リハ大会
リハ大会

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会推進体制



〔国民スポーツ大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日向市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 日向市を代表する者
- (2) 日向市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、日向市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものともみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1)総会
 - (2)常任委員会
 - (3)専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1)競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2)会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3)事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4)予算及び決算に関すること。
 - (5)常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6)その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権

限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、日向市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年8月6日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」と読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則（令和5年11月14日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月6日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関する事 2 財務に関する事 3 広報に関する事 4 市民運動に関する事 5 観光・おもてなしに関する事 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関する事 2 式典に関する事 3 競技会場に関する事 4 その他競技運営に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事 2 医事及び衛生に関する事 3 環境衛生及び食品衛生に関する事 4 その他宿泊衛生に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事 2 消防防災及び警備に関する事 3 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事